

一般社団法人 青葉の杜 身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

サービスの提供にあたっては、サービス対象者（以下「利用者」という）またはほかの利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

個々の心身の状況を勘案し、障がい、特性を理解したうえで身体拘束等を行わない療育を提供することが原則である。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

④ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等の適正化委員会におい

て検討する。

- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束等の適正化及び廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等の適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて「身体拘束等の適正化委員会」を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

委員会は、年1回以上開催し、検討、協議を行う。なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

①設置目的

(ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

(イ) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

(ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討

(エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

身体拘束等の適正化委員会委員長、副委員長、エリアマネージャー管轄から1名委員、アドバイザー(エリアマネージャー)

(必要な場合)

理事及び現場責任者(児童発達支援管理責任者、主幹、主任)

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

③職員研修に関する基本方針

サービス(支援)に携わるすべての職員に対し、身体的拘束の適正化・廃止と人権を尊重したサービスの励行を図り、職員教育を行います。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

① 事前協議

- ア) 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は事業所内にて協議する。必要であれば身体拘束等の適正化委員会にて協議をする。
- イ) 身体拘束等の内容について、個別支援計画等に記載し、利用者及び保護者に対し現場責任者（児童発達支援管理責任者）が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明・同意書」（様式1）を以て同意を得る。

② 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、各事業所において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、事業所内にて記録に残す。

② 身体拘束等の継続と解除

- ア) 身体拘束等を行っている間は経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する記録」（様式2）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、ケース記録とともに保管をする。
- イ) 個々の個別支援計画書への反映は、事業所内もしくは身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か解除かの検討を行う。
- ウ) 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録」（様式2）に記録する。
- エ) 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者（児童発達支援管理責任者）より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

③ 緊急時

- ア) 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録」（様式2）及びケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等の適正化委員会にて報告をする。
- イ) 家族への説明は即日もしくは翌日までに現場責任者（児童発達支援管理責任者または主幹、主任）が行い、同意を得る。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

（代表理事）

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(身体拘束の適正化委員会委員長および委員、アドバイザー)

- ① 身体拘束等の適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(児童発達支援管理責任者)

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ② 同意書の受理
- ③ 本人の意向に沿った支援の確立・個別支援計画書への記載
- ④ 施設のハード・ソフト面の改善
- ⑤ 記録の整備

(一般職員)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

5. 利用者等に対する当該指針に関する基本方針

一般社団法人 青葉の杜 の身体拘束等の適正化のための指針は利用者及び家族・保護者等が確認できるように、当法人のホームページに公表いたします。

附 則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

(様式1)

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明・同意書

下記の理由により、安全対策上緊急やむを得ず必要最低限の拘束を行うことに
し説明を受け、同意します。

○身体拘束等を行う基準

個々の心身の状況を勘案し、障がい、特性を理解したうえで身体拘束を行わない療
育を提供することが原則である。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要
件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的か
つ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能
性が著しく高い場合。

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がない場合。

③ 一時性

身体拘束等が一時的である場合。

但し、改善が見られた場合は、速やかに身体拘束を解除致します。

年 月 日

一般社団法人青葉の杜 Harmony〇〇 宛

(住 所)

(保護者氏名)

印

(利用者氏名)

(様式2)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録

利用者	様	年齢	歳	障害者区分	
日時	年	月	日	時間	: ~ :

記録者		作成日	年	月	日
-----	--	-----	---	---	---

切迫性があるか	はい	いいえ
① ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか		
② 他者の生命身体にどのような危険が考えられるか		
他の方法で対処できるか	はい	いいえ
一時的か	はい	いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか		
家族への連絡をしたか	はい	いいえ
家族の同意	あり	なし
①連絡したもの		
②連絡を受けた家族		
【身体拘束の経緯】		